

特定福祉用具販売事業【特定介護予防福祉用具販売事業】運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社セラピットが開設する、事業所「プロエイド リハ・リハ」が行う指定福祉用具販売事業及び指定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・在宅介護支援センター・地域包括支援センター・他の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者・保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称：プロエイド リハ・リハ
- ② 所在地：兵庫県神戸市西区前開南町2丁目13-14

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

- ① 管理者：1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- ② 専門相談員：2名以上

専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

(事業所の営業及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。（但し、12月30日～1月3日を除く）
- ② 営業時間：8時30分から午後17時30分までとする。

(サービス提供方法及び取扱い種目)

第6条 サービス提供方法は、次の通りとする。

- ① 福祉用具の提供に当たっては、利用者の身体の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導・使用上の留意事項・販売費用等に関する情報を提供する。
 - ② 福祉用具の提供に当たっては、機能、仕様方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- 2 本事業所において取り扱う特定福祉用具及び介護予防特定福祉用具(以下、「特定福祉用具」という。)販売の種目は、次のとおりである。
- ① 腰掛け便座
 - ② 特殊尿器
 - ③ 入浴補助具
 - ④ 簡易浴槽
 - ⑤ 移動用リフトのつり具部分

(利用料等)

第7条 特定福祉用具を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
- ① 事業所から、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり110円(税込)を負担していただきます。
 - ② 特別な搬入による場合は実費。
- 3 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 特定福祉用具の販売に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て、文書に記名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

- ① 神戸市西区、垂水区、須磨区、長田区、明石市

(苦情処理)

- 第9条 福祉用具販売に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した福祉用具に関し法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した福祉用具に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業者は、福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修
- ② 継続研修（採用後研修）

2 従業者であった者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社セラピットと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成23年6月15日から施行する。

平成23年10月1日改定

平成25年1月1日改定

平成27年6月1日改定

平成30年7月4日改定

令和3年4月1日改定。

令和6年4月1日改定。